

法人番号に関するお知らせ

～新規設立登記及び法人名・所在地の変更登記をされた法人の皆さまへ～

国税庁では、平成27年10月5日に施行された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人番号を指定した後、速やかに、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するとともに、法人に対して法人番号を通知しています。

■ 新規設立登記をされた皆さまへ

(1) 法人番号等の公表について

原則、設立登記完了日の16時又は翌稼働日の11時に、法人の基本3情報（①法人番号、②商号又は名称^(※)、③本店又は主たる事務所の所在地）を国税庁法人番号公表サイト（以下「公表サイト」といいます。）で公表いたします。ただし、処理状況によっては遅れる場合があります。

※ 平成30年4月以降、登記申請書のフリガナ欄の記載に基づき、商号又は名称のフリガナを公表サイトで公表しております。

(2) 法人番号の通知について

原則、設立登記完了日の2稼働日後に、法人番号指定通知書（以下「通知書」といいます。）を登記された本店又は主たる事務所の所在地宛に発送いたします。

！ 通知書の収受について

▶ 通知書は登記上の所在地宛に普通郵便で発送します。通知書を確実に受け取るためには、事前に登記上の所在地の郵便受箱へ法人名称を表記いただき、登記上の所在地の配達を受け持つ郵便局に、新たに法人を設立した旨をお知らせください。ご不明な点は、お近くの郵便局にお尋ねください。

▶ 宛先不明等で通知書を受け取ることができなかった場合でも、再送付はしておりませんので、法人番号が確認できる書類が必要な場合は、公表サイトの法人情報の画面を印刷したものをご利用ください。

※ 法人設立ワンストップサービスを利用して設立登記を行った法人に対しては、原則、設立登記完了日の16時又は翌稼働日の11時に、同サービス上で、通知書をオンラインで送信いたします。なお、処理完了後、申請時に登録されたメールアドレス宛に処理状況が連絡されます。

■ 法人名・所在地の変更登記をされた皆さまへ

(1) 法人番号に関する手続について

法人名・所在地の変更登記を行っても、法人番号に関して特段の手続は必要ありません。

！ 国税に関する手続について

▶ 国税に関しては、法人名・納税地の異動があった場合には、従来どおり、税務署に異動届出書を提出する必要がありますので、ご注意ください。ご不明な点は、最寄りの税務署にお尋ねください。

(2) 法人番号等の公表について

変更登記後の法人名・所在地は、原則、変更登記完了日の16時又は翌稼働日の11時に、変更履歴を含めて公表サイトで公表いたします。ただし、処理状況によっては遅れる場合があります。

なお、変更登記後に、金融機関等に対して法人番号の提示が必要な場合は、公表サイトの法人情報の画面を印刷したものをご利用ください。

法人名・所在地を変更した場合であっても、法人番号は変更されませんので、通知書を改めて発送することはありません。

法人番号のことなら国税庁法人番号公表サイト

法人番号に関する最新情報のほか、法人番号の検索・閲覧もこちらのサイトでできます。



法人番号公表サイト

検索

国税庁法人番号公表サイト <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> にアクセス